

一制定・改廃の概要一

条例・規則名 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 令和6年3月29日・東京都規則第79号

1 概要

(1) 改正理由

従来、消防法令では、主要構造部が全て耐火構造である場合に、消防用設備等の設置を緩和する規定等を設けていたが、今般、建築基準法令の改正により、耐火建築物に係る規定が合理化され、耐火建築物において、防火や避難を考慮した一定の要件を満たせば、部分的に柱・はり・床等を現し仕上げの木造とするなど、耐火構造としないこと（以下「部分木造化」という。）が可能となる。

このことについて、総務省消防庁では消防法令への影響について、有識者を交えた検討を行い、部分木造化が可能となる耐火建築物について、従来と同様に消防用設備等の設置を緩和できるよう規定の改正が行われた。については火災予防条例等においても統一的な運用を図ることとし、関係する規定の整備を行うものである。

(2) 改正内容

建築基準法の改正に従い、主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が定義付けられたことにより、従前、条文上「主要構造部」とされていた箇所のうち、改正後の「特定主要構造部」を指すものについて、所要の整備を行ったもの

3 施行日

令和6年4月1日